



INDEX

■ 第一章 脅威は止めよう

■ 第二章 GST 申告フォーム「GSTR-3B」について



## Chapter.01

# 第一章 脅威は止めよう

新型コロナウイルスの災禍中、自分の体温以外のめくもりのないところで、ぼつねんとコンピュータをいじっていると、通信の対岸にある端末には、その反応や結果がリアルタイムなのか数時間後にやって来るのかに抛らず、必ず人間がいるのだということを、その人の吐息のように実感させてくれます。ああ、コンピュータは道具でした。しかし、これまでのように人との過剰な接点接線の渦にいた時は、あたかもコンピュータが頭上で人界を束ねていて、民が各々天のコンピュータとのみ契約をして生きることこそが有難い、そんなイメージで仕事をしておりました。

1947年から1973年にかけてのテクノロジー進歩の黄金時代は、主として機械・科学・宇宙工学といった分野が主であり、イノベーションと生産性の増大は、労働者の価値を高め、高い賃金をもたらしました。米国では1948年から1969年にかけて4度の景気後退はあったものの、そのたびに増加した失業率も回復期になれば下がり、新しいテクノロジーの導入は生産性の増大をもたらしましたが、その成長の分け前は賃金増という形で労働者に還元されていました。

ところが、その後イノベーションの主流が情報テクノロジー分野になり、労働生産性の伸びと労働者の報酬の停滞が進み、その差は著しく乖離していきます。さらに1990年から1991年の景気後退のあとには、「雇用なき回復」、つまり企業経営者たちは労働者を雇いなおさなくても、事業回復を推進していけるように変身を遂げていきました。

米国労働統計局の示すデータによると、1973年以降、GDPに労働者の報酬が占める割合「労働分配率」は下がりはじめ、21世紀に入ると急降下します。これは米国に限った話ではなく、日本・カナダ・フランス・イタリア・ドイツ・中国では、米国以上に大きな低下がみられるという、経営学者たちによる分析があります。これは経済全般に及ぼすイノベーションの利益がほぼすべて、労働者ではなく企業の所有者や投資家に流れこんでいるという証拠です。別の言葉でいうと、企業業績の拡大と労働者賃金の停滞がもたらす所得格差の深刻な拡大が進んでいるのです。

今年2020年の中盤以降、企業経営者たちは間違いなく経営危機からの脱出・事業転換による生き残りに努めてきます。その業績のV字回復はつまり、生産性の増大→賃金の上昇→購買力の増加という有史以来の法則に従うべきです。それが真ん中「賃金の上昇」・労働者部分を完全に無視して進めようと社長さん達が考えるのであれば、現在もはやされているイノベーションのベクトルは、新型コロナウイルスの進行以上に人類の脅威となるのは明らかです。機械とは、「労働者」の生産性を上げる道具なのであって、「労働」のみの至上を目指すものでは決してありません。そんな脅威は止めましょう。次号は、マハトマ・ガンディーさんの自立の思想を引用しつつ、経済活動における人間の幸福とは何かについて考えてみたいと思います。



## Chapter.02

# 第二章 GST 申告フォーム「GSTR-3B」について

前回概要をご紹介したGSTR-3B申告について、今回のニュースレターでは申告手続きの詳細と、実務上で注意すべき点を具体的な事例を基にご紹介します。

## ■ GSTR-3B 申告手続きの詳細

GSTR-3Bの申告は6つのパートに分かれています。3以降の項目については、実際の申告フォームを見ながらその詳細について以下にご説明いたします。

1. GST 登録番号 (GST Identification Number)
2. GST 登録者名 (この項目は GST 番号を登録すれば自動的に表示されます)
3. GST 受取額 (GST Output) とリバースチャージ
4. 仕入税額控除 (Input Tax Credit : ITC) の対象となる仕入額
5. GST の課税対象とならない仕入
6. GST の支払



## 3. GST 受取額 (GST Output) とリバースチャージ

### 3.1 GST Output とリバースチャージの詳細情報

#### 3.1 Details of Outward Supplies and inward supplies liable to reverse charge

Nature of Supplies	Total Taxable value	Integrated Tax	Central Tax	State/UT Tax	Cess
1	2	3	4	5	6
(a) Outward taxable supplies (other than zero rated, nil rated and exempted)					
(b) Outward taxable supplies (zero rated)					
(c) Other outward supplies (Nil rated, exempted)					
(d) Inward supplies (liable to reverse charge)					
(e) Non-GST outward supplies					

#### (a) Outward taxable supplies

顧客への売上のうち課税売上の対象なるものを入力します。

(Invoice の金額) + (Debit Note の金額) - (Credit Note の金額) + (Invoice 未発行の前受金) - (Invoice に対する前受金の調整額)

#### (b) Outward taxable supplies (zero-rated)

海外や SEZ (Special Economic Zone) 等への売上に関する情報を記載します。

#### (c) Other outward supplies (nil rated, exempt)

GST の料率がゼロの売上 (Nil Rated) や GST が免除されている売上 (Exempt) に関する情報を記載します。Nil-Rated は塩など、Exempt は牛乳やパンなどが該当します。

#### (d) Inward supplies (liable to reverse charge)

リバースチャージメカニズムにより GST を納税しなければならない場合の売上に関する情報を入力します。

※通常の取引では、事業者が顧客から GST を預かって政府へ納税しますが、事業者が GST の納税をできない場合 (例えば、輸入取引において事業者がインド国外にいる場合など) にはインド国内の顧客側が事業者に代わって政府に GST を納税リバースチャージメカニズム (Reverse Charge Mechanism : RCM) という仕組みが採用されています。

#### (e) Non-GST outward supplies

GST の対象外 (Non-GST) の売上に関する情報を入力します。Non-GST には、アルコールや石油など、GST は課税されないものの GST 以外の間接税の対象となるものが含まれます。

### 3.2 3.1 で登録した売上情報およびリバースチャージ情報のうち、GST 未登録者などの情報

#### 3.2 Of the supplies shown in 3.1 (a) above, details of inter-State supplies made to unregistered persons, composition taxable persons and UIN holders

	Place of Supply (State/UT)	Total Taxable value	Amount of Integrated Tax
1	2	3	4
Supplies made to Unregistered Persons			
Supplies made to Composition Taxable Persons			
Supplies made to UIN holders			

下記の取引主体と取引をした場合が対象となります。

- GST 未登録業者
- Composition Dealers (一定の条件を満たす小規模事業者)
- UIN 番号保有者 (大使館や国際機関など)

(※ UIN とは Unique Identification Number の略語で、GST の納税が免除された大使館や一定の国際機関等に付与される固有識別番号です)

## 4. 仕入税額控除 (Input Tax Credit : ITC) の対象となる仕入額

IGST、CGST、SGST それぞれの GST Input の金額を申告します。なお申告するのは総額のみでよく、請求書単位の情報はありません。

### 4. Eligible ITC

Details	Integrated Tax	Central Tax	State/UT Tax	Cess
1	2	3	4	5
<b>(A) ITC Available (whether in full or part)</b>				
(1) Import of goods				
(2) Import of services				
(3) Inward supplies liable to reverse charge (other than 1 & 2 above)				
(4) Inward supplies from ISD				
(5) All other ITC				
<b>(B) ITC Reversed</b>				
(1) As per rules 42 & 43 of CGST Rules				
(2) Others				
<b>(C) Net ITC Available (A) – (B)</b>				
<b>(D) Ineligible ITC</b>				
(1) As per section 17(5)				
(2) Others				

#### (A) ITC Available (仕入時に支払った GST Input 額)

- (1) 物品の輸入額
- (2) サービスの輸入額
- (3) 上記輸入以外のリバースチャージ
- (4) Input Service Distributor から与えられた ITC

※本社で支払を一括して行ったサービスを支社で利用しており、本社が Input Service Distributor に登録している場合、本社の支払いに関する Input Tax Credit が各支社へ割り当てられます。

- (5) 上記 (1) ~ (4) 以外の全ての ITC

#### (B) ITC Reversed (仕入税額控除の対象とならない GST Input)

(1) インド CGST 法 (Central Goods and Services Tax Act, 2017) では、仕入れた商品やサービスの一部が事業のために使用され、一部が他の目的のために使用された場合には、事業のために使用されていない部分の ITC を取り崩さなければならないと規定されています。同様に、仕入れた商品やサービス、購入した固定資産に課税対象、非課税対象、ゼロ評価の供給物が含まれている場合にも、インプットクレジットの取崩しが必要となります。取り崩しの金額については詳細な計算式が定められています。

- (2) 法定の他に、帳簿上で戻されている ITC

#### (C) 仕入税額控除 (Input Tax Credit) の対象額 ((A)-(B))

#### (D) 有効とならない ITC

## 5. GST の課税対象とならない仕入

### 5. Values of exempt, nil-rated and non-GST inward supplies

Nature of supplies	Inter-State supplies	Intra-State supplies
1	2	3
From a supplier under composition scheme, Exempt and Nil rated		

Exempt、nil-rated、non-GST など、GST が課税されない仕入取引を入力します。

## 6. GST の納税額

### 6.1 Payment of tax

Description	Tax payable	Paid through ITC				Tax paid TDS/TCS	Tax/Cess paid in cash	Interest	Late Fee
		Integrated Tax	Central Tax	State/UT Tax	Cess				
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
Integrated Tax									
Central Tax									
State/UT Tax									
Cess									

この項目で最終的な GST 納税額を報告します。

Tax Payable の金額は上記の 3.1.(a) と一致する必要があるため、IGST、SST、CGST に分けて入力します。一方、上記の 4(c) と一致するように ITC を入力します。現金で支払うべき差額が“ 8 Tax/Cess paid in cash” の欄に表示されます。もし遅延利息や延滞税の支払も必要である場合には、その値も報告されます。

## I 事例

ここからは GSTR-3B の申告に関して注意すべき事例と、その予防策をご紹介します。

### < 事例1 : 仕入税額控除 (Input Tax Credit) の適用順序を間違えてしまうケース >

ABC 社は GST の納税額 (もしくは繰り越せる Input Tax Credit) の計算をする際、GST Output に対してまず IGST の Input Tax Credit から相殺を行います。このとき CGST と SGST の課税売上高から均等に控除をしなければなりません。

Particulars	IGST	CGST	SGST
GST Payable Liabilities	-	45,000	45,000
GST Input Credit	70,000	15,000	15,000

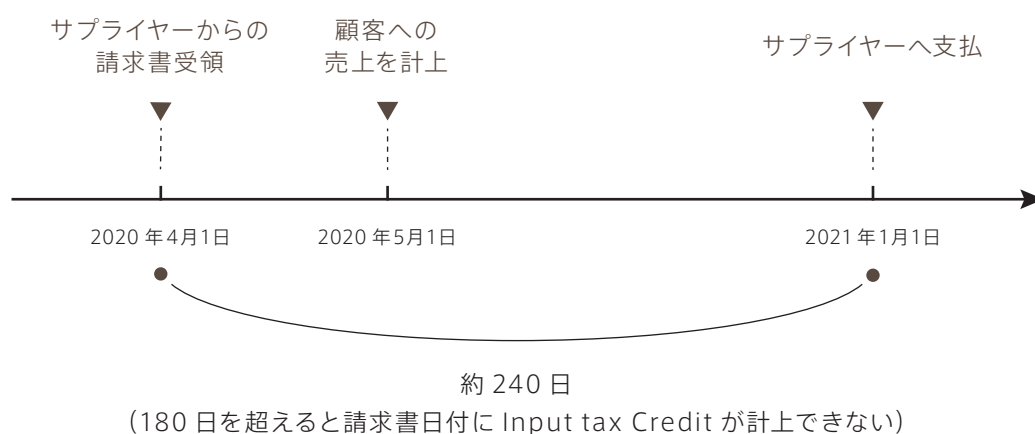
Wrong Method	IGST	CGST	SGST
GST Payable Liabilities	-	45,000	45,000
IGST Input Credit Adjustment (70,000)	-	-45,000	-25,000
CGST Input Credit Adjustment	-	-	-
SGST Input Credit Adjustment (15,000)	-	-	-15,000
SGST Payable (5,000)	-	-	-5,000
<b>CGST ITC Carry Forward / SGST Payable</b>	-	<b>15,000</b>	<b>-5,000</b>

Correct Method	IGST	CGST	SGST
GST Payable Liabilities	-	45,000	45,000
IGST Input Credit Adjustment (70,000)	-	-35,000	-35,000
CGST Input Credit Adjustment (15,000)	-	-15,000	-
SGST Input Credit Adjustment (15,000)	-	-	-15,000
<b>CGST / SGST ITC Carry Forward</b>	-	<b>5,000</b>	<b>5,000</b>

上記の正しくない例 (Wrong method) の場合、IGSTの ITC70,000 ルピーを CGST に対して 45,000、SGST に対して 25,000 控除していますが、CGST と SGST は常に均等になるよう控除しなければならないため、正しい例 (Correct method) のように SGST と CGST の課税売上に対して均等に 35,000 ルピーずつ相殺する必要があります。

## < 事例2：支払条件のせいで Input Tax Credit の計上日を間違えてしまうケース >

PQR 社は、サプライヤーとの契約上、サプライヤーから受領した請求書日付の 270 日後にサプライヤーへの支払いを行っています。同社は請求書日付に基づき費用計上を行い、それと同時に Input Tax Credit を計上していますが、このような支払条件が前提となっている場合に、これは正しい手順ではありません。インド CGST 法 (The Central Goods and Services Tax Act, 2017) 第 16 条 (2) において、サプライヤーへの支払が請求書発行日から 180 日を超える場合には、サプライヤーへの支払日にはじめて Input Tax Credit を計上することができるかと定められています。



上記の例の場合、サプライヤーへの支払日が請求書受領日から起算して 180 日を超えているため、2020 年 4 月 1 日には Input Tax Credit を認識することができず、2020 年 5 月 1 日の売上で計上される GST Output との相殺をすることができません。つまり、サプライヤーへの支払に関する Input Tax Credit は、2021 年 1 月 1 日に初めて計上することができます。PQR 社のような誤りを防ぐためには、請求書日付から 180 日以内にサプライヤーへの支払を実施することをお勧めします。それが難しい場合には、サプライヤーへの支払日に Input Tax Credit を計上しなければなりません。

## GST 申告フォーム “GSTR-3B” の注意事項

- 一度 GSTR-3B の申告が完了すると当月の GSTR-3B は遡及的に修正ができません。提出前に念入りな確認が必要です。
- GSTR-3B に記載の課税売上高は、先に提出している GSTR-1 の申告額と一致していなければなりません。もし不一致があると税務当局から追及を受ける可能性があります。
- サプライヤーへの支払が請求書受領日から 180 日を超える場合には、サプライヤーへの支払日に Input Tax Credit を計上しなければなりません。



## 執筆者紹介 About the writer



### 吉盛 真一郎

慶応義塾大学経済学部卒。日本・香港・スリランカ・インドにて、日系企業の経理・財務・総務業務に約14年従事。スリランカにてCSR業務から派生したソーシャルビジネスの起業実績もあり、経営者として管理業務実績を数多く積んでいる。2019年よりバンガロールを中心とした南アジアに強い会計・税務コンサルタントとして日系企業のインド進出を支援している。  
(第一章 担当)



### 木内 達哉

東京大学経済学部卒。IT業界での営業職を経て、経営企画室にて予算管理や内部統制整備、法務コンプライアンス業務、また、財務経理部にて海外子会社の経理業務などを含む幅広い経営管理業務に約10年従事。2018年より南インドに移住し、インド会計・税務コンサルタントとして日系企業のインド進出を支援している。  
(第二章 担当)

ニュースレターに関するご意見や、サービスに関するお問い合わせは下記よりご連絡ください。



Global Japan AAP Consulting Private Limited

吉盛 : s.yoshimori@g-japan.com / 木内 : t.kiuchi@g-japan.com

当 PDF ドキュメントの内容、テキスト、画像等の無断転載・無断使用を固く禁じます。  
また、NAVER まとめ等のまとめサイトへの引用を厳禁いたします。

Unauthorized copying and replication of the contents of this site, text and images are strictly prohibited.